

海上コンテナ車の一部区間通行不可のお知らせ

特殊車両通行許可を申請される方々にお知らせします。
 令和5年1月の道路情報便覧データの更新にともない、神戸市道山麓線・湊町線の一部区間における海上コンテナ車の通行を不可といたします。
 ご利用の方々にはご不便をおかけいたしますが、交通の危険防止等のため、ご理解をお願いいたします。

| | |
|------|---|
| 対象区間 | 神戸市道 山麓線(鶴超～夢野町2)、湊町線(夢野町2～湊川公園西口) (下記の図の通り) |
| 対象車種 | 海上コンテナ用セミトレーラ連結車(海上コンテナ車) に限る |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 海上コンテナ車は、上記対象区間に代えて、国道2号、175号、阪神高速等の重要物流道路及び山麓バイパス等をご利用願います。 既に通行許可を取得済みの場合は、これを取り消すものではありませんので、許可証の有効期間内はこれまで通り通行が可能です。 |

(対象区間)

